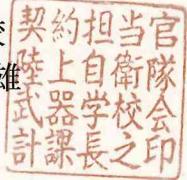


入札公告

公告第5号
令和7年1月23日契約担当官陸上自衛隊武器学校
会計課長 鳥倉文雄

一般競争入札の執行について、下記のとおり公告する。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件名	規格	単位	数量
食器洗浄及び清掃作業部外委託	仕様書 第7-2号のとおり	S T	1

(2) 履行場所：茨城県稲敷郡阿見町青宿 121-1 陸上自衛隊土浦駐屯地

(3) 履行期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

2 競争参加資格

- (1) 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」で関東・甲信越地域の資格を有し、「A」「B」「C」に格付けされた者であること。
ただし、令和4・5・6年度の競争参加資格は申請中で当該通知書を受けてない場合は、更新に係る申請中であることを証明できる書類の写しを提出するとともに、更新手続完了後資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けているものと資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとするものでないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合は、直近1年間において保険料等の滞納がないこと。
- (8) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している資格者でないこと。
- (9) 仕様書中、第2項に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることが出来ることを証明できる者であること。

3 契約条項等を示す場所

- (1) 陸上自衛隊武器学校会計課契約班
- (2) インターネット武器学校ホームページ
- (3) 別紙第1「陸上自衛隊土浦駐屯地における食器洗浄及び清掃作業部外委託競争入札実施要項」(以下「入札実施要項」という。)に記載する事項
- (4) 前各号のほか、陸上自衛隊標準契約書契約条項を適用する。

4 入札説明会

- (1) 実施しない。ただし、現場確認を希望する者は令和7年2月3日～7日で実施するので、希望日を令和7年1月31日までに連絡することとし、個別に対応する。
- (2) 参加希望者は、希望日を令和7年1月31日（土曜日及び日曜日を除く。）15時までに別紙第2参加希望表に必要事項を記入の上、持参またはFAXで申請すること。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所：陸上自衛隊土浦駐屯地 会計課入札室
- (2) 日 時：令和7年2月18日（火）13時30分から
- (3) 入札執行に先だち、仕様書に規定する業務を提供できる態勢の有無を確認するため業務提案書を令和7年2月7日（金）17時までに提出すること。

6 落札決定方法等

- (1) 総額が予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。同価格の場合は、くじ引きの抽選により決定する。
- (2) 入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

7 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除。ただし落札者が契約を結ばないときは、入札金額に消費税相当額を加算した額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除。ただし落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい入札
- (4) 電報・電話・FAXによる入札
- (5) 別紙第1「陸上自衛隊土浦駐屯地における食器洗浄及び清掃作業部外委託競争入札実施要項」に示す入札関係書類を提出期限までに書類提出をしないものが行った入札

9 契約書の作成

- (1) 作成日：令和7年4月1日
- (2) 様式：陸上自衛隊標準契約書
- (3) 契約条項
食器洗浄等業務部外委託契約条項（※昨年より変更有）
- (4) 付帯する特約条項
 - ア 部分払に関する特約条項
 - イ 談合等の不正行為に関する特約条項
 - ウ 暴力団排除に関する特約条項

10 契約の締結

本委託業務の入札に係る落札及び契約締結は、本委託業務に係る令和7年度予算が成立することを条件とする。また、定められた時期に仕様書に示された資料等を提出し、承認を得ることが出来なかった場合は契約を締結しない。

11 その他

- (1) 郵便又は事前の持参により入札に参加する場合は入札書を内封筒に入れ、会社名、「公告第5号 食器洗浄及び清掃作業部外委託」、入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により令和7年2月17日（月）12時までに到着の確認をすること。
- (2) 初度入札で郵便等による入札があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。郵便等による入札がなかった場合には、その場で再度入札を実施する。
 - ア 日時：令和7年2月26日（水）13時30分
 - イ 場所：陸上自衛隊土浦駐屯地会計課入札室
- (3) 入札参加希望者は、令和4・5・6年度の競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査決定通知書の写しを提出すること。
令和4・5・6年度競争参加資格を申請中で当該通知を受けていない場合は、申請中であることを証明できる書類の写しを提出すること。
- (4) 入札において代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 入札参加申込及び契約事項に関する問い合わせ

TEL：029-887-1171
FAX：029-887-1332

 - ア 入札に関する件
陸上自衛隊武器学校 会計課（担当 鳥倉 内線270）
 - イ 仕様書に関する件
陸上自衛隊武器学校 管理課糧食班（担当 吉田 内線255）

陸上自衛隊土浦駐屯地における食器洗浄及び清掃作業部外委託競争入札実施要項

1 趣 旨

本要項は、陸上自衛隊土浦駐屯地における食器洗浄及び清掃作業部外委託（以下「本委託業務」という。）に係る競争入札に必要な手続き等について定め、競争入札の透明性及び公正性を確保するとともに、契約の適正な履行に資することを目的として定めるものである。

2 本委託業務の内容

(1) 本委託業務に必要な態勢

ア 実施態勢

受託者は、本委託業務を処理するために必要な作業従事者の数を自らの判断で決定し、次に掲げる条件を具備した態勢を確保するものとする。

(ア) 現場責任者の配置

受託者は、委託業務実施間、次に掲げる要件を具備する者を現場責任者として常時配置するものとする。また、現場責任者が休暇等により不在となる場合は、受託者はあらかじめ登録されている他の現場責任者を選任し、当日の業務開始までに権限を執行できる態勢をとり官側に変更届を提出するものとする。

尚、現場責任者は前述の責任を遂行できる限りにおいて作業従事者との兼任を妨げない。

(イ) 現場責任者の要件

- a 本委託業務に必要な知識、技術を有すること。
- b 作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導ができること。
- c 官側との交渉等に関する権限を有し、速やかに連絡調整できる態勢をとれること。

(ウ) 作業従事者の要件

作業従事者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。

(2) 役務に関する要求

ア 作業の条件

日々の作業において現場責任者を1名配置するものとし、官側が示す予定喫食者数等に応じ、作業従事者を適切に配置するものとする。

作業に必要な消耗品等は、業務の受託中不足がないよう準備するものとする。

例：作業用被服類、食器洗浄及び食堂清掃などの作業に必要な消耗品、保健衛生用消耗品、その他官側が準備するもの以外全て

イ 作業の内容

(ア) 食器・配食缶類の洗浄及びこれに付随する作業

- a 喫食後の食器類（会食用食器を含む。）を食器洗浄機、洗剤などを使用して洗浄し、食器かごなどに分類・整理して収納の上、指定の場所に格納する。この際、食器かご及び食器消毒保管庫などの保管器材が汚れている場合は、洗浄・手入れする。

- b 配食後の食缶類（運搬食を含む。）を水槽、洗剤などを使用して洗浄し、指定の場所に格納する。この際、保管棚などの保管容器が汚れている場合は洗浄・手入れする。
- c 食器洗浄機、水槽、その他洗浄に使用した器材、用具は、使用後に洗浄・手入れし、指定の場所に格納する。
- d 納茶器・ドリンクディスペンサーの清掃をするとともに、在庫量を点検し、不足しそうな場合は、官側に請求・受領し、不足しないよう先行的に補充する。
- e 作業終了後、食器洗浄室及び残滓処理庫を清掃するとともに、残飯量を計測・記録し、所定の場所へ処分するものとする。
- (イ) 食堂(事務室、厨房及び糧食保管庫を除く。)の清掃及びこれに付随する作業
 - a 喫食終了後、食卓、椅子、洗面所、食卓備付品等を雑巾又は布巾を使用して消毒清掃する。
 - b 喫食終了後、食堂の床、ドア等を清掃器材・用具を使用して清掃する。特に人の手が触れる部分は消毒を実施する。また、汚れが著しい箇所は水洗い又は洗剤を使用して洗浄を実施する。
 - c 喫食終了後、ゴミ箱を空の状態にし、所定の場所へ処分するものとする。
 - d 食堂の出入口及び玄関の回り（下駄箱・マットを含む）を昼・夕食前までに清掃する。特に汚れている箇所は水洗いまたは洗剤を使用して洗浄を実施する。作業終了後、清掃器材・用具を手入れし、指定の場所に格納する。
 - e 卓上品及び各調味料コーナー品の手入れ・消毒を実施し、常に衛生的な状態を保持するとともに、数量などを点検し、不足しそうな場合は官側に請求・受領して補充する。月毎に卓上の献立表等の入れ替えを実施する。
 - f 食堂内の手洗い場の清掃及び手洗いの洗剤、消毒液を常に切らすことなく補充する。
 - g 台ふきタオルの洗浄・消毒・設置を毎食前に実施する。
 - h 作業終了後、清掃器材・用具を手入れし、指定の場所に格納する。
 - i 年1回、食堂の床前面の古いワックスを剥離しワックス掛けを実施する。
- (ウ) 作業量減少に伴う付加作業
 - a 喫食人員の減少又は中隊配食等で食器類の洗浄量が減少又は要しない場合は、付加作業として官側の指示に基づき汚れの著しい食器類の特殊洗浄、食堂の窓拭き等を実施する。
 - b 食堂等において常時実施できない水を利用しての床磨き、水切り等を含む清掃作業を実施する。

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」

で関東・甲信越地域の資格を有する者であって、「C」等級以上に格付けされた者であること。

防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。

- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けているものの下請負については認めない。ただし、「真にやむを得ない事由を該当する省指定停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合は、直近1年間において保険料等の滞納がないこと。
- (8) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省の発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している資格者でないこと。
- (9) 官側における食器洗浄等業務部外委託に係る仕様書に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。

5. 入札及び契約締結に係る業務予定

本委託業務の入札に係る落札及び契約締結は、本委託業務に係る令和7年度予算が成立することを条件とする。

(1) 仕様書の配布

令和7年1月23日（木）以降、次の場所において配布する。

- ア 陸上自衛隊土浦駐屯地総務部会計課事務室
- イ 陸上自衛隊武器学校ホームページ

(2) 入札説明会

説明会は実施しない。ただし、現場確認を希望する者は令和7年2月3日～7日に実施するので、希望日を令和7年1月31日15時までに別紙第2参加希望表に必要事項を記入の上、持参またはFAXで申請すること。

(3) 入札関係書類提出

ア 提出書類

(ア) 資格審査結果通知書

令和4・5・6年度の競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写し

ただし、令和4・5・6年度の競争参加資格については、申請中で当該通知書を受けていない場合は、更新に係る申請中であることを証明できる書類の写しを提出するとともに、更新手続完了後、資格審査結果通知書の写しを提出するものとする

(イ) 労働保険、厚生年金保険等の納入証明書

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、労働保険料又は厚生年金保険料等の納付猶予許可を受けている場合、該当する「納付の猶予（特例）許可通知書」の写しを提出するものとする。

(ウ) 業務提案書

仕様書に規定する業務を提供できる態勢の有無を確認するため、次に掲げる

事項を具体的に記載すること。

a 実施態勢

- (a) 業務従事者の配置
- (b) 管理体制及び連絡態勢
- (c) 従業員の教育研修態勢

b 食品衛生管理

- (a) 衛生管理態勢
- (b) 衛生事故へ対応

c 過去5年の同種契約における履行状況

- (a) 全ての不履行内容（減額されたものも含む。）
- (b) 不履行内容の改善状況及び再発防止施策

イ 提出期限

令和7年2月7日（金）17時00分

ウ 提出方法

陸上自衛隊土浦駐屯地（総務部会計課）に持参又は郵送すること。

(4) 入札関係書類の確認

本要項第4項に掲げる入札参加資格を確認し、1項目でも要件を満たしていない場合には不合格とする。なお、確認に際しては入札参加希望者に対しヒアリングを行うことがある。（履行状況については書類持参時にヒアリングにより事実を確認するので不履行がある場合は書類を郵送せず、必ず持参すること。）

(5) 入札参加資格に係る確認結果の通知

令和7年2月12日（水）17時までに電話又はFAXにより通知する。

(6) 入札・開札

ア 時 期 令和7年2月18日（火）13時30分から

イ 場 所 陸上自衛隊土浦駐屯地 会計課入札室

ウ 入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

エ 郵便により入札に参加する場合は入札書を内封筒に入れ、会社名、「公告第5号食器洗浄及び清掃作業部外委託」、入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により令和7年2月17日（月）12時までに到着の確認をすること。

(7) 落札者の決定

本要項第4項に規定する入札参加資格をすべて満たした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令（昭和24年勅令第165号）第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないと認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。

この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

(8) 業務の引継ぎ

落札者は、官側に対して業務の引継ぎ等について必要な調整を申し出しができる。

(9) 契約書の作成（契約締結）

ア 全般

落札者が契約担当官等から交付された契約書案に記名押印して契約担当官等に提出し、契約担当官等が記名押印して契約締結とする。

イ 落札者の提出

(ア) 提出期限

落札決定の翌日から起算して 7 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）とする。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(イ) 提出方法

陸上自衛隊土浦駐屯地（武器学校会計課）に持参又は郵送すること。

ウ 契約書の作成（契約締結）時期

令和 7 年 4 月 1 日

エ 様式

陸上自衛隊標準契約書

オ 付帯する特約条項

(ア) 部分払に関する特約条項

(イ) 談合等の不正行為に関する特約条項

(ウ) 暴力団排除に関する特約条項

6 委託費の支払い方法

- (1) 委託費は契約書に基づき毎月支払うものとし、官側が実施する監督及び検査により本委託業務が適正に履行されたことを確認し、かつ受託者から適法な請求書を受領した日から 30 日以内に支払う。
- (2) 官側は、第 2 項に定める「本委託業務の内容」を一体のものとして受託者から購入するものである。ただし、次項第 2 号に規定する「委託費の減額」に該当する場合は月々の委託費から減じて支払うものとし、第 3 号に規定する「違約金」に該当する場合は月々の委託費から相殺できるものとする。

7 委託費の減額等

(1) 本委託業務に係る改善指示

官側は、受託者の責めに帰すべき事由により、仕様書に定める役務履行に必要な態勢が満足されない、又は仕様書に基づき適正に役務が履行されていないと判断した場合は、受託者が定める現場責任者に速やかに文書により勧告する。受託者は、官側から勧告を受けた場合は、速やかに文書をもって改善計画を提出し、1 週間以内に改善を図らなければならない。官側は、改善が図られない場合、契約を解除することが出来る。ただし、受託者が、改善期間の延長を官側に申し出て、事前に官側の承認を得た場合を除く。

(2) 委託費の減額

受託者の責めに帰すべき事由により、下表の「減額の対象となる事案」が発生した場合、区分に応じて発生1回につき「減額の算定方法」により得られた額を契約代金から減じじうことができることとし、受託者は当該金額分を官側に請求することができない。

減額の対象となる事案	減額の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、次に掲げる場合を除き、食中毒の発生、菌検索結果の未提出により履行しなかった場合を含む。）	不履行部分の期間割合×契約金額
人員不足による官側支援	0.5%×1か月分の委託費
仕様書に示す作業上の不備 ・官側指定の要領に基づかない食器、食缶等の洗浄（洗い出し等） ・官側指定の要領に基づかない食堂、厨房等の清掃	0.5%×1か月分の委託費

(3) 違約金

受託者の責めに帰すべき事由により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除する場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を違約金とし、官側が指定する方法により支払わなければならない。

この契約の全部又は一部を解除しなかった場合において、下表の「違約金の対象となる事案」が発生した場合には、区分に応じて発生1回につき「違約金の算定方法」により得られた額を違約金とし、徴収する。

違約金の対象となる事案	違約金の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、食中毒の発生、菌検索結果の未提出により履行しなかった場合を除く。）	不履行部分の期間割合×契約金額×10%～20%
現場管理者の不在	
食中毒の発生、菌検索結果の未提出による役務停止	1%×1か月分の委託費
文書による勧告があったにもかかわらず改善計画を提出しない、又は改善計画が遵守されない場合	3%～10%×1か月分の委託費
官側に提出する書類等への虚偽記載	10%×1か月分の委託費

(4) 減額又は違約金の額を超える損害賠償

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により前2号に掲げる以外の損害を官側に与えた場合、並びに前2号に係る実際の損害額が減額又は違約金の額を超える場合は、官側に対して実際の損害額を賠償する義務を負う。

8 本委託業務の引継ぎ

受託者は、令和7年4月1日以降の本委託業務受託予定者から業務内容の引継ぎに関する申し出があった場合は、当該引継ぎが令和7年3月31日までに完了するよう協力しなければならない。

9 契約内容の変更

官側及び受託者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更の理由を相手方に提示し承認を得なければならない。

令和 年 月 日

参加希望表

契約担当官

陸上自衛隊武器学校

会計課長 烏倉文雄 殿

下記日時において、現場確認を希望します。

件名				
住所 商号又は名称 代表者氏名				
担当者名(連絡先)	(- - -)			
参加人数	名			
第1希望日	令和 年 月 日 ()			
	希望時間	時から	時	
第2希望日	令和 年 月 日 ()			
	希望時間	時から	時	

注：希望日に対応が出来ない場合には、別途調整する場合があります。

入札書

(税抜)

内訳

品名	規格	単位	数量	単価	金額
食器洗浄及び清掃作業 部外委託	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
履行期限	R7.4.1～R8.3.31	引渡場所		武校	

上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7年 2月 18日

契約担当官 陸上自衛隊武器学校

会計課長 鳥倉文雄 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
連 絡 先
担 当 者 名

※ 押印を省略される場合は連絡先、担当者名をご記入ください。

食器洗浄及び清掃作業の部外委託仕様書

土浦駐屯地

調達要求番号 :

陸上自衛隊仕様書		
品名又は件名	仕様書番号	7-2
食器洗浄及び清掃作業部外委託	作成年月日	令和6年12月3日
	作成者氏名	吉田 勝幸
	作成部隊等名	武器学校 総務部 管理課

1 総 則 食器洗浄及び清掃作業部外委託

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊の土浦駐屯地（以下「官側」という。）における食器洗浄作業、食堂清掃作業などの部外委託について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) 契約担当官

食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約を締結する者

b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者

c) 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者

d) 受託者

食器洗浄及び清掃作業の部外委託契約を請け負う者

e) 作業従事者

この役務に直接従事する者

f) 現場責任者

作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者

g) 作業従事者等

現場責任者及び作業従事者

1.3 本委託業務の概要

官側の施設、器材を使用して、食器・配食缶類の洗浄、食堂（事務室、厨房及び糧食倉庫を除く。）の清掃及びこれらに付随する作業、並びに作業量の減少に伴う付加作業を行うものである。

駐屯地において、洗浄する食器・食缶類の標準的な種類及び数量は表1のとおりであるが、災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、喫食事間の変更をする場合があり、受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

2 役務に関する要求

2.1 作業の条件

2.1.1 受託者の作業条件

受託者の作業条件は、次による。

a) 日々の作業において、現場責任者を1名配置するものとし、官側が示す予定喫食者数等に応じ、別紙第1「令和5年10月～令和6年9月における食数量及び作業従事者数の平均実績値」及び別紙第2「土浦駐屯地食堂における食器洗浄人員の配置（基準）」として、作業従事者を適切に配置するものとする。

b) 作業従事者については、身元保証が確実なことを確認した上で編成するとともに、事故防止、秘密保全その他関係法令などを厳守するものとする。

c) 受託者の経費負担は、次のとおりとし、作業に必要な消耗品等は業務の受託中不足がないよう準備するものとする。

- 1) 作業用被服類、食器洗浄及び食堂清掃などの作業に必要な消耗品
- 2) 保健衛生用消耗品

- 3) その他、官側の準備するもの以外全て
別紙第3「(食器洗浄及び清掃作業)年間を通じて必要となる消耗品のリスト(基準)」
- d) 器材などの使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。
- 1) 安全に万全を期す。
 - 2) 作業従事者自らが器材などを使用して負傷した場合は受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。
 - 3) 使用前の安全点検、使用後の点検・手入れによって、器材の故障を未然に防止する。
なお、施設及び器材などの維持、修理は原則として官側の負担とする。
- e) 本業務の実施に伴い、故意又は過失によって施設又は器材などに損害を与えた場合は、速やかに監督官又は検査官に報告するとともに、受託者の責任において速やかに現状に復旧するものとする。
- f) 使用する施設及び器材などは、本業務以外に使用してはならない。

2.1.2 作業従事者の服務

作業従事者の土浦駐屯地内における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。

2.1.3 作業従事者の作業条件

作業従事者の作業条件は、次による。

- a) 日本国籍を持ち、心身ともに作業に支障のない者。
- b) 現場責任者は、勤務時間中、常時青腕章などを装着し、所在を明確にする。

2.2 作業の内容

2.2.1 食器・配食缶類の洗浄及びこれに付随する作業

- a) 喫食後の食器類(会食用食器を含む。)を食器洗浄機、洗剤などを使用して洗浄し、食器かごなどに分類・整理して収納の上、指定の場所に格納する。この際、食器かご及び食器消毒保管庫などの保管器材が汚れている場合は洗浄・手入れする。
- b) 配食後の食缶類(運搬食を含む。)を水槽、洗剤などを使用して洗浄し、指定の場所に格納する。この際、保管棚などの保管容器が汚れている場合は洗浄・手入れする。
- c) 食器洗浄機、水槽、その他洗浄に使用した器材・用具は、使用後に洗浄・手入れし、指定の場所に格納する。
- d) 紙茶器・ドリンクディスペンサーの清掃をするとともに、在庫量を点検し、不足しそうな場合は、官側に請求・受領し、不足しないよう先行的に補充する。
- e) 作業終了後、食器洗浄室及び残滓処理庫を清掃するとともに、残飯量を計測・記録し、所定の場所へ処分するものとする。

2.2.2 食堂(事務室、厨房及び糧食保管庫を除く。)の清掃及びこれに付随する作業

- a) 喫食終了後、食卓、椅子、洗面所、食卓備付品等を雑巾又は布巾を使用して消毒清掃をする。
- b) 喫食終了後、食堂の床、ドア等を清掃器材・用具を使用して清掃する。特に人の手が触れる部分は消毒を実施する。また、汚れが著しい箇所は水洗い又は洗剤を使用して洗浄を実施する。
- c) 喫食終了後、ごみ箱を空の状態にし、所定の場所へ処分するものとする。
- d) 食堂の出入口及び玄関の周り(下駄箱・マットを含む)を昼・夕食前までに清掃する。特に汚れている箇所は水洗いまたは洗剤を使用して洗浄を実施する。作業終了後、清掃器材・用具を手入れし、指定の場所に格納する。
- e) 卓上品及び各調味料コーナー品の手入れ・消毒を実施し、常に衛生的な状態を保持するとともに、数量などを点検し、不足しそうな場合は官側に請求・受領して補充する。月毎に卓上の献立表等の入れ替えを実施する。
- f) 食堂内の手洗い場の清掃及び手洗いの洗剤、消毒液を常に切らすことなく補充する。
- g) 台ふきタオルの洗浄・消毒・設置を毎食前に実施する。

- h) 作業終了後、清掃器材・用具を手入れし、指定の場所に格納する。
 i) 年1回、食堂の床全面の古いワックスを剥離しワックス掛けを実施する。

2.2.3 上記2項の作業量減少に伴う付加作業

- a) 喫食人員の減少又は中隊配食等で食器類の洗浄量が減少又は要しない場合は、付加作業として官側の指示に基づき汚れの著しい食器類の特殊洗浄、食堂の窓拭き等を実施する。
 b) 食堂等において常時実施出来ない水を利用しての床磨き、水切り等を含む清掃作業を実施する。

2.2.4 作業工程

作業工程は別紙第4「作業工程表」による。

2.3 作業量

2.3.1 洗浄する食器・食缶類の種類及び数量は、表1を基準とする。

表1-作業量

		月					
		1日あたりの平均予定数量					
		平 日			休 日		
種 類	作業区分	朝 食	昼 食	夕 食	朝 食	昼 食	夕 食
食 器 類	飯 わ ん	289個	360個	250個	個	60個	47個
	汁 わ ん	289個	360個	250個	個	60個	47個
	菜皿又は洋皿	289個	360個	250個	個	60個	47個
	小 皿	289個	360個	250個	個	60個	47個
	小 鉢	289個	360個	250個	個	60個	47個
	湯 の み	289個	360個	250個	個	60個	47個
	盆	289個	360個	250個	個	60個	47個
	は し	289膳	360膳	250膳	膳	60膳	47膳
食 缶 類	食缶（飯用）	2個	2個	2個	個	2個	2個
	食缶（汁用）	2個	2個	2個	個	2個	2個
	食缶（菜用）	2個	2個	2個	個	2個	2個
給 茶 器		一式	一式	一式		一式	一式

◎食器類 1食の基準

飯わんは、カレー皿、丼鉢のいずれか各1、汁わん、菜皿又は洋皿、小皿 小鉢、コップ、盆、箸、食事内容に応じスプーン・フォーク類の追加

◎食缶類とは運搬食に使用する容器のこと。

※契約期間における月別作成を基準とするが、給食人員に大きな変動がない期間はまとめることができる。

a) 詳細は、別紙第1「令和5年10月～令和6年9月における食数量及び作業従事者等数の平均実績値」及び別紙第2「土浦駐屯地食堂における食器洗浄人員の配置」を基準として、作業従事者を適切に配置するものとする。

b) **食堂の運用基準**

- 1) 平日は、幹部食堂及び隊員食堂を運用
- 2) 休日は、隊員食堂のみ運用

※食数増加に伴い幹部食堂との併用をする場合がある。

2.3.2 各食後に清掃する食堂の面積及び食卓・椅子等の数量は表2を基準とする。

表2-食堂の面積及び食卓・椅子等の数量

区分	面積又は数量
食堂	783m ²
食器洗浄室	23.8m ²
会食室	45m ²
残滓処理庫	30m ²
食卓	106卓（会食場合む）
椅子	424脚（会食場合む）
食卓備付品	65組

2.4 作業開始時刻及び終了時刻は、表3を基準とする。

表3-作業開始時刻及び終了時刻

区分	平日		厨房整備日		休日	
	開始	終了	開始	終了	開始	終了
朝食・昼食作業	0900	1330	0900	1330	0900	1330
夕食作業	1430	1915	1430	1700	1430	1800

2.5 その他

2.5.1 作業の内容、作業量、作業開始時刻及び終了時刻については、日々の監督官が作業の都度指示する。

2.5.2 災害などの不足事態、訓練演習などにおいて、作業量、作業時刻及び作業工程の変更を官側から求められた場合は適切に対応するものとする。

2.5.3 作業従事者の欠員等発生した場合、その欠員により作業量に影響が出る可能性がある場合は、契約相手側の責任において速やかに対応するものとする。

3 監督及び検査

a) 各作業の実施時間、作業要領などについて監督官から調整を受けた場合は、現場責任者は適切に対応するものとする。

- b) 次の判定基準に基づき検査を受けるものとする。

時期等	項目	判定基準
その日の作業開始時	実施態勢	献立，予定喫食者数及び配置基準等に基づき，業務を履行するに足る作業従事者等が確保されていたか
	衛生管理	作業従事者等の健康状態の確認，指導及び記録等の衛生管理態勢は確立されていたか 業務に必要な衛生用消耗品の準備状況，作業従事者の個人用被服等身だしなみは良好だったか
朝，昼，夕各食の食器洗浄作業時	食器・食缶等の洗浄状況	官側の指定した要領に基づき，食器，食缶等の洗浄・手入れを行ったか
		指定した数量の食器，食缶等を，時間内に洗浄したか
朝，昼，夕各食の清掃作業時	清掃状況	官側の指定した要領に基づき，食器洗浄室，残滓処理庫，食卓，椅子及び食卓備付品の清掃を行ったか
朝，昼，夕各食の作業終了時	器具・用具等の洗浄状況等	官側の指定した要領・頻度に基づき，器具等の洗浄・清掃・格納がなされていたか
		器具等の員数は不足していなかったか

- c) 受託者は，仕様書に示す作業，受託者の経費負担及び提出書類などが，適時かつ確実に実施できず，官側から改善・処置を求められた場合には，速やかに改善計画を提出し，官側の承認を得た後，改善するものとする。
d) 前項の改善計画による改善がなされなかつた場合，官側は契約に関する減額又は契約解除などの処置を講ずることができる。

4 その他の指示

4.1 衛生に関する事項

衛生に関する事項は，次による。

- a) 受託者は，厚生労働省の定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」（以下“マニュアル”という。）に定める調理従事者などの衛生管理に基づき，作業従事者の衛生管理を行うものとする。
b) 作業従事者に係わる食中毒などが発生し，損害賠償が求められるなど官側が損害を被った場合には受託者が官側に対し損害賠償の責任を負う。
c) 受託者は，官側がマニュアル別紙第5に示す「従業者等の衛生管理点検表」の点検項目に不備を確認し，不適格と指示した者は，就業させてはならない。
d) 作業従事者等の，ノロウイルスを含む感染症罹患者からの復帰に関しては，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）に基づくとともに，必要な検査費用等は，受託者の負担によるものとする。

4.2 提出書類

受託者が、官側に提出する書類は、表4のとおりとする。

表4-提出書類一覧

提出書類名	提出頻度	提出時期	備 考
作業従事者一覧	年1回	業務開始 10日前まで	提出後、作業従事者等に変更があればその都度提出する。
作業従事者 菌検索結果	月1回 以上	翌月分を前月25日まで提出する。(ただし、受託年度4月分は業務開始の10日前まで)	1 菌検索結果には、腸管出血性大腸菌症検査を含めること。 2 菌検索実施機関発行の結果を提出 3 従事者に変更があればその都度提出する。
作業従事者 勤務割振表 (勤務予定表)	月1回	翌月分を 前月25日まで	1 受託年度4月分は業務開始の10日前まで 2 作業従事者等に変更があればその都度提出し、官側の確認を受けるものとする。
役務完了届	月1回	当月分を 翌月5日まで	様式は別紙第6
日単位及び月間の 延べ作業人数、マン アワー資料	月1回	当月分を 翌月5日まで	様式は別紙第7 「マンアワー資料」参照
作業従事者等 履歴書(写し)	年1回	業務開始 10日前まで	作業従事者等に変更があればその都度提出する

※提出時期に間に合わないことが予想された場合、受託者は速やかに官側へ通知し、今後の対応について協議するものとする。

4.3 役務の完了届

役務の完了届は官側があらかじめ定める期間の終了時に官側の定める様式により行うものとする。(別紙第6参照)

4.4 受託者が使用できる国有財産

a) 施設

本委託業務に關係する陸上自衛隊土浦駐屯地食堂、厨房、洗浄室、残滓処理庫、女子休憩室、使用を指定された男子・女子トイレ、洗面所、売店

b) 設備

本委託業務に關係する駐屯地食堂内にある食器洗浄設備、食器消毒設備及び厨芥処理設備

c) 経費負担区分

前2号の使用に伴う電気、ガス、水道等の使用料及び維持管理経費は官側負担とする。ただし、作業従事者等の故意又は過失により施設、設備等に損害を与えた場合は、官側の指示に基づき受託者の費用負担において修復等を行う。受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

4.5 受託者の経費負担

4.4において官側負担にした費用を除き、別紙第3のとおりとする。

4.6 本委託業務の引継ぎ

当該年度の受託者は、翌年度4月1日以降の本委託業務受託予定者から業務内容の引継ぎに関する申し出があった場合は、当該引継ぎが当該年度内3月31日までに完了するよう協力しなければならない。

4.7 本委託業務の継続性の確保

受託者の都合により、本委託業務を履行することが極めて困難な場合で、本委託業務契約の解除を行いたい場合は、その3週間以上前に申し出なければならない。一方、受託者が第2項に規定する態勢を確保できないことが常態化又は官側の改善勧告に対し改善できず、その任に堪えないとの理由で、官側が本委託業務契約の解除を行う場合は、次の委託業務契約を円滑に移行させるための準備期間として、その後、最長3週間の範囲内において、本仕様書に記載された内容のとおり、本委託業務を継続しなければならない。

4.8 次年度契約への契約履行状況の反映

受託者が次年度も継続して本業務の委託を試みる場合、官側はその可否について、契約履行状況を考慮できるものとする。特に、受託者が第2項に規定する態勢を確保できていない場合は、具体的かつ実効性のある改善要領の提示を必要とする。

4.9 仕様書に関する疑義

受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

令和5年10月～令和6年9月における食数量及び作業従事者等数の平均実績値

1 食数量

区分 月	喫食申込平均数					
	平 日			休 日		
	朝	昼	夕	朝	昼	夕
R5年10月	390	454	344	103	70	57
11月	358	436	318	189	170	121
12月	272	332	227	96	78	48
R6年1月	263	310	238	77	47	40
2月	306	376	265	63	50	41
3月	228	295	178	55	43	39
4月	281	358	242	56	45	39
5月	316	384	268	50	54	37
6月	347	421	317	54	68	59
7月	279	378	241	50	32	30
8月	199	275	171	36	30	28
9月	226	297	189	41	36	30
平均	289	360	250	73	60	47

※休日及び祝日の朝食は、中隊配食（パン・おにぎり）とする。

2 食器洗浄及び清掃作業部外委託

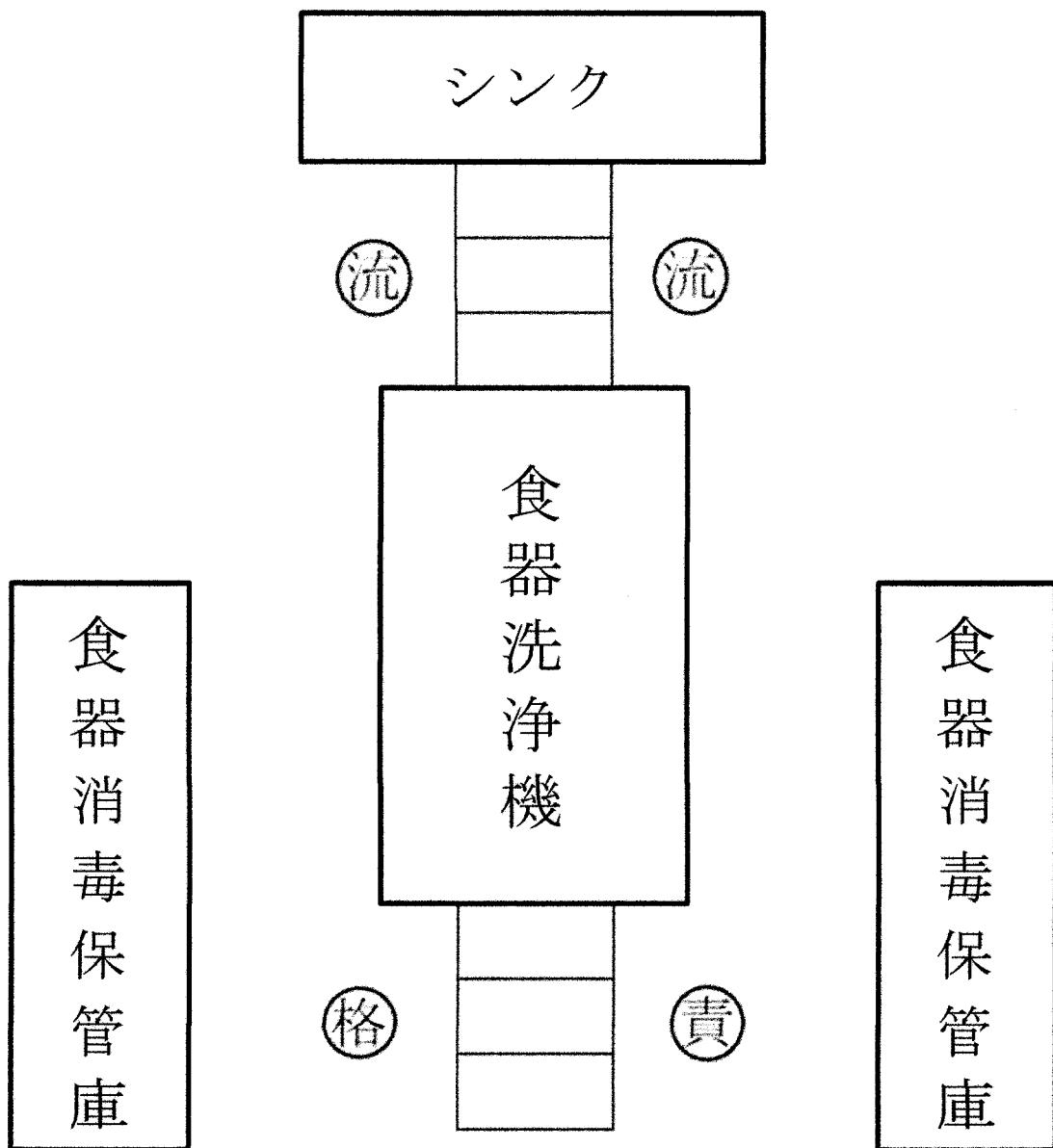
(1) 各作業人数平均実績

区分 月	平日作業人数平均実績			休日作業人数平均実績	
	朝	昼	夕	昼	夕
R5年10月	3.7	4.0	2.8	1.9	1.2
11月	3.4	3.5	2.5	1.9	1.1
12月	3.0	3.1	2.2	1.7	1.3
R6年1月	3.1	3.3	2.4	1.4	1.1
2月	3.1	3.2	2.1	1.6	1.3
3月	3.0	3.1	2.0	1.6	1.1
4月	3.5	4.1	2.6	2.0	1.5
5月	3.4	4.2	2.5	2.5	1.6
6月	3.0	3.5	2.7	2.1	1.7
7月	3.0	3.6	2.8	2.4	2.0
8月	3.2	3.8	2.9	2.3	1.9
9月	3.0	3.6	2.7	2.2	1.7
平均	3.2	3.6	2.5	2.0	1.5

(2) 延べ人数・延べマンアワー

月	区分			延べ人数			延べマンアワー		
	平日	休日	合計	平日	休日	合計	平日	休日	合計
R 5年10月	84	19	103	645	96	741			
11月	70	19	89	522	97	619			
12月	50	25	75	375	134	509			
R 6年 1月	56	20	76	437	106	543			
2月	62	16	78	430	94	524			
3月	61	18	79	429	100	529			
4月	81	20	101	580	103	683			
5月	79	30	109	555	143	699			
6月	69	21	90	540	111	651			
7月	79	22	101	609	117	725			
8月	65	32	97	489	170	659			
9月	72	24	96	544	126	670			
平均	69	22	91	513	116	629			

土浦駐屯地食堂における食器洗浄人員の配置（基準）（一例）



主な任務等	人員	総合計
(責) 現場責任者（全般指示、洗浄機の流し格納の兼務）	1	4
(流) シンクに溜まった食器・配食缶等を洗う。	2	
(格) 洗浄が完了した食器をカゴに入れ消毒保管庫へ格納	1	

「(食器洗浄及び清掃作業)年間を通じて必要となる消耗品のリスト(基準)」

No.	品名	必要数	備考
1	白衣上衣	2着/1人/年	
2	白衣ズボン	2着/1人/年	
3	調理帽	2着/1人/年	
4	調理用長靴	2足/1人/年	
5	調理靴	2足/1人/年	
6	エプロン(前掛け)	2枚/1人/年	
7	マスク	2枚/1人/日	
8	ゴム手袋(100入)	1箱/月	薬品・突き刺しに強いもの
9	爪ブラシ	1個/1人/年	
10	耐熱用手袋	2双/月	食器消毒保管庫用
11	履物(サンダル)	2足/1人/年	各作業区域用
12	たわし・金たわし	各3個/月	
13	スポンジたわし	3個/月	
14	中性洗剤(6倍希釈液)	10ℓ/月	
15	クレンザー(クリーム状)	1本/年	5.6kg
16	漂白剤	10kg/月	食器用
17	食器洗浄機用洗剤	4本/月	2.5kg(SARAYAひまわり洗剤)
18	マジッククリン	4.5ℓ/年	厨房機器・設備用洗浄剤
19	手指消毒用アルコール	5ℓ/月	
20	アルコール除菌剤(食品添加物)	1缶(170)/月	テーブル、椅子等
21	タオル・布巾	10枚/月	おぼん用・テーブル用
22	洗濯用洗剤	1kg/月	タオル・布巾用
23	洗濯用ハンガー	使用分	
24	ほうき	各2本/月	室内用・屋外用
25	デッキブラシ	1本/月	食器洗浄室・残滓処理庫用
26	バケツ	6個/年	35ℓ
27	水切り	1本/月	
28	モップ	4本/年	フロア用
29	モップ替糸	4個/月	
30	モップ絞り器	2個/年	
31	手洗い石鹼液(シャボネット)	18ℓ/年	厨房入口、トイレ等
32	ペーパータオル(200枚入)	10個/月	厨房入口、トイレ等
33	トイレ用洗剤	1本(500g)/月	
34	トイレットペーパー	12ロール/月	80m
35	ごみ袋45ℓ	250枚/月	阿見町指定ごみ袋
36	救急箱	一式	

※白衣、調理帽は官側が使用している物と同一又は酷似したものとする。
 以上の消耗品以外に必要な物品及び必要数が増加した場合は、その都度官側の要求に対して契約相手方は応ずるものとする。

作業工程表（基準）

別紙第 4

平日・休日 午前作業 (A直)	0900	1000	1100	1200	1330	備 考 <ul style="list-style-type: none"> ○ 開始時刻の前倒し、終了時刻の延長及びB・C・D直との連続勤務は可 ○ 工程内休憩は契約相手方計画
	0900			1330		
平日午後作業 (B直)	1430	1500	1600	1700	1800	備 考 <ul style="list-style-type: none"> ○ 開始時刻の前倒し及びA直との連続勤務は可 ○ 工程内休憩は契約相手方計画
	1430			1915		
平日午後厨房整備 日作業 (C直)	1430	1500	1600	1700	1800	備 考 <ul style="list-style-type: none"> ○ 開始時刻の前倒し及びA直との連続勤務は可 ○ 工程内休憩は契約相手方計画
	1430		1700			
休日午後作業 (D直)	1430	1500	1600	1700	1800	備 考 <ul style="list-style-type: none"> ○ 開始時刻の前倒し及びA直との連続勤務は可 ○ 工程内休憩は契約相手方計画
	1430		1800			

従事者等の衛生管理点検表

令和 年 月 日	
監督官	現場責任者

氏名	① 発熱	② 下痢	③ 嘔吐	④ 化膿創	⑤ 服裝	⑥ 帽子	⑦ 履物	⑧ 爪	⑨ 指輪等	⑩ 手洗い	⑪ トイレ

	点検項目
①	発熱（38℃以上）の症状はないか
②	下痢に伴う腹痛の症状はないか
③	嘔吐に伴う気持ち悪さはないか
④	手・指・顔面などに化膿創がないか
⑤	白衣、帽子等は毎日専用で清潔なものに交換しているか
⑥	頭髪は端正か、毛髪が帽子のなかに収まっているか
⑦	作業場専用の履物を使っているか、また清潔か
⑧	爪は短く手入れされているか
⑨	指輪、腕時計、マニキュアをしていないか
⑩	手洗いは確実に行われているか（指の間、爪の中、手首など）
⑪	トイレには、調理作業時に着用した専用着、帽子、履物のまま入っていないか

殿

業者名：

住所：

代表者名：

役務完了届
令和 年 月 日

1 役務名称：

2 役務場所：

3 契約年月日：

4 契約番号：

5 契約期間：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

6 実施期間：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

7 完了年月日：令和 年 月 日

検査年月日	
検査判定	
検査所見	
上記のとおり検査結果を報告する。 令和 年 月 日 検査官	

マンアワー資料

令和〇〇年〇〇月

食器等洗浄業務

年月	令和〇〇年〇〇月																															
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
曜	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
平日/休日	k		h	h	h	h	k	k	h	h	h	h	k	k	k	h	h	h	h	k	k	h	h	h	h	k	k	k	k			
○山△子	7.5		3	4		8	7.5		3	4	8	3					3			3	7.5		3		3	3		7.5		7.5		
□谷×子	7.5		7	3	4	4		7.5	7		8	7			7.5		7			7	7.5		7		7.5	7	6.5		7.5			
◎山△子			8	7	3	8		7.5	8	3	4	8	3	7.5			8	3			7.5	8	3		8	6.5	7.5		7.5			
■谷×子			8	8	7		7.5		8	7	7	8	7		7.5		8	7			7.5	8	7			2.5		7.5				
×山△子			4	8	8	3			4	8		4	8	7.5			4	8		8			4	8	8.5	4						
△谷×子					8	7		7.5		8	3		8			7.5		8		8			8	8.5	x	x	x	x				
▲山△子	x	x	x	x	4	8		7.5		4	7		4			7.5		4		4			4	4								
作業人數	2	0	5	5	6	6	2	4	5	6	6	5	5	2	2	2	5	5	0	5	2	2	5	5	5	4	3	2	2	2		
マンアワー	15	0	30	30	34	38	15	30	30	34	37	30	30	15	15	15	30	30	0	30	15	15	30	30	31.5	22	15.5	15	15			

延べ人数集計			延べマンアワー集計		
平日	休日	合計	平日	休日	合計
86	24	110	512	180	692

特記事項

- ・2日は行事のため、作業無し
- ・8日は喫食人員が多かったため、増員
- ・16日は統一代休の為、休日態勢
- ・19日は駐屯地水道工事のため、作業無し
- ・25日は作業所要の多い献立のため、作業時間増
- ・26日は作業所要の少ない献立のため、減員
- ・27日は厨房整備日
- ・▲山△子は4/5より新規加入のため、慣熟期間は増員
- ・△谷×子は4/25をもって退職